

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月20日

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資 S B I グローバル・バランス・ファンド
信託受益証券に係るファンドの
名称】【届出の対象とした募集内国投資 上限1兆円
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SBIグローバル・バランス・ファンド

（以下「本ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（ ） 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（信託約款第22条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上1万口当り表示される場合があります。

（ ） 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

通常のお申込み

申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

（６）【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初１口＝１円）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（７）【申込期間】

2025年6月21日（土曜日）から2025年12月22日（月曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みの方法等

（い） 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

（ ） 前記（ ）の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他の留意事項

（い） 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

- ・ 申込日当日が、ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日

（ ） 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下ようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／資産複合」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 （ ）
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型））
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル（日本含む）
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり（部分ヘッジ）

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	（日本含む）		
中小型株	年6回	北米		
債券	（隔月）	欧州	ファミリー ファンド	あり （部分ヘッジ）
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	（ ）	中近東		
属性		（中東）		
（ ）		エマージング		
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型））				
資産複合				

属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型）です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式・債券）を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型））と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （部分ヘッジ）	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち、部分ヘッジを行うものをいいます。

ファンドの特色



日本を含む全世界の株式及び債券へ分散投資を行います。

- 別に定める上場投資信託証券(ETF)及び投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む全世界の株式及び債券へ分散投資を行います。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。
- 投資対象ファンドの合計組入比率は高位に維持することを原則とします。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

・投資対象ファンドの詳細については、後掲「追加的記載事項」「投資対象ファンドの概要」を参照ください。
 ・投資対象ファンドは、委託会社の判断により変更する場合があります。その際、投資していた投資信託証券が対象から外れたり、新たな投資信託証券を追加する場合があります。



基本資産配分比率は、債券60%、株式40%を基本とします。



- 各資産クラスの国・地域別投資比率[※]は、リスク・リターン[※]の最適化等を考慮の上、決定するものとします。

[※]投資対象ファンドを通じて実質的に投資する割合です。

- 為替変動リスクの低減を目的として、債券運用部分については為替ヘッジを行います。

- ・本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて実質的に世界各国資産へ投資します。
- ・債券及び株式への資産配分比率は年に1回、市況見通しの変化等により、基本資産配分比率に対して±20%の範囲で見直しを行う場合があります。その場合には、各資産クラスの国・地域別投資比率を変更する場合があります。
- ・基本資産配分比率または、各資産クラスの国・地域別投資比率が想定から乖離した場合は、原則として3ヵ月に1回、想定する比率へ戻す調整を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資対象ファンドの選定及び投資比率については、ウエルスアドバイザー株式会社からの投資助言を受けます。

ウエルスアドバイザー株式会社

投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供する運用調査機関です。
 グローバルな株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。
 契約資産残高約6,055億円(2024年12月末現在)

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要は次の通りです。すべての投資対象ファンドに投資するとは限りません。投資対象ファンドは、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。なお、下記は2025年3月末時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。（基本配分比率は2024年12月現在）。

投資対象	投資対象ファンド	基本配分比率	ベンチマーク	運用の基本方針
日本株式	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	2.8%	東証株価指数 (TOPIX) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。1968年(昭和43年)1月4日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。	日本の株式市場全体の動向を示す「東証株価指数 (TOPIX)」への運動を目指すETF(上場投資信託)です。TOPIXに採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式を投資対象とします。
先進国株式 (除く米国)	SPDR® ポートフォリオ・ディベロップドワールド (除く米国)ETF	10%	S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックス S&Pダウジョーンズ・インディシイズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。	S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国以外の先進国を所在国とする上場企業を投資ユニバースとします。
米国株式	シュワブ U.S.ブロード・マーケットETF	22.2%	ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックス S&Pダウジョーンズ・インディシイズ社が算出する指数で米国株式市場全体の動きを表す株価指数です。	ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国の大型・小型株を投資ユニバースとします。
新興国株式	SPDR® ポートフォリオ・エマージングマーケットETF	5%	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックス S&Pダウジョーンズ・インディシイズ社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。世界の新興国株式から時価総額が1億ドル以上、年間の取引流動性の最低額が5,000万ドル以上の銘柄を投資ユニバースとします。
日本債券	MUAM 日本債券インデックス ファンド (適格機関投資家限定)	—	NOMURA-BPI総合 国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。	日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合 連動型上場投信	—	NOMURA-BPI総合 国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
先進国債券 (除く米国)	バンガード・トータル・ インターナショナル債券 ETF (米ドルヘッジあり)	20%	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース) グローバルな投資適格固定利付債券市場のパフォーマンスを広範に測定します。米ドル建て以外の、政府債、政府機関債、社債、及び証券化された非米国の投資適格固定利付債券で構成されています。同一の発行体(外国政府を含む)への投資に上限(20%)を設けています。組入れ証券の該当通貨の米ドルに対する為替レートの変動を相殺するため、米ドルヘッジされています。	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)のパフォーマンスへの運動を目指すETF(上場投資信託)です。米国以外の主要な債券市場全体を投資ユニバースとします。為替レートの不確実性への保護を追求する目的で、組入れ証券の該当通貨の米ドルに対するヘッジ戦略を採用していますが、あくまでも米ドルベースのヘッジ戦略であるため、日本円をベースとした投資家にとっては為替リスクを伴います。
米国債券	BNY Mellon コア債券ETF	30%	ブルームバーグ 米国総合トータル・リターン・インデックス パークレイズ社が開発した指数で米国の債券市場の動向を表す債券指数です。	ブルームバーグ 米国総合トータル・リターン・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国で取引されている投資適格債券を投資ユニバースとします。
新興国債券	バンガード・米ドル建て 新興国政府債券ETF	10%	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス 新興市場国政府、政府機関、及び国有企業が発行体であり残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指数です。	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスの価格及び利回りに概ね連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。満期が1年を超える新興市場国の政府及び政府関連発行体が発行したドル建て債券を投資ユニバースとします。

投資対象ファンドの対象指数について

■東証株価指数(TOPIX)

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

■S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックス(出所:S&P社)

S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

■ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックス

ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

■S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックス(出所:S&P社)

S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

■NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用されるETFの運用成果等に関して一切の責任を負いません。

■ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス

ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)とは、グローバルな投資適格固定利付債券市場の値動きを表す指数です。ブルームバーグ・インデックスに関する知的財産権及びその他の権利はブルームバーグ社に帰属します。

■ブルームバーグ 米国総合トータル・リターン・インデックス

ブルームバーグ 米国総合トータル・リターン・インデックスとは、バークレイズ社が開発した指数で米国の債券市場の動向を表す債券指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーグ社に帰属します。

■ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス

ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスとは、新興市場国政府、政府機関、及び国有企業が発行体であり残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーグ社に帰属します。

信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

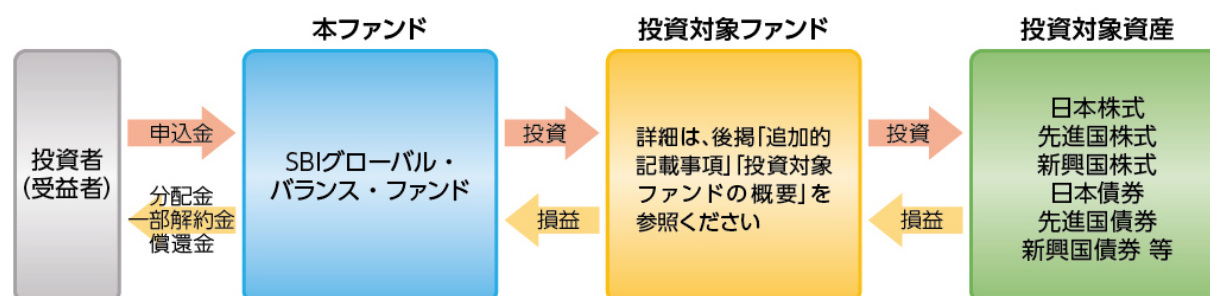
2018年10月4日 信託契約締結、本ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

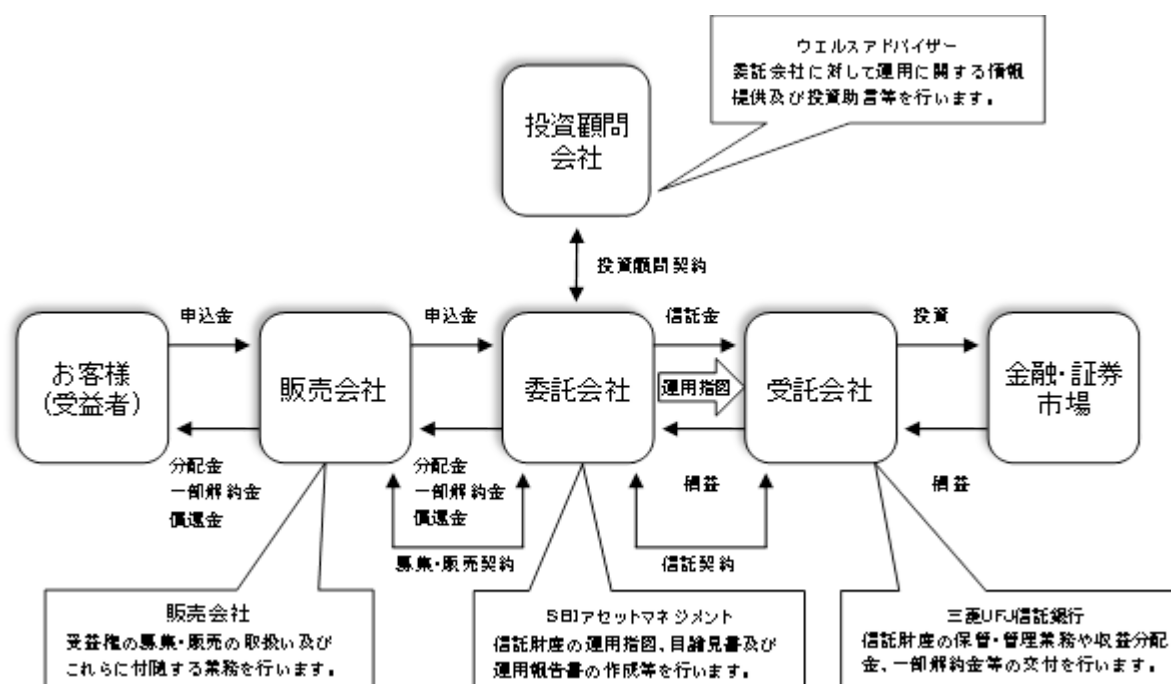
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※すべての資産に投資するとは限りません。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（2025年3月末日現在）

（ ）資本金

4億20万円

（ ）沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBIAMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更

2007年 9 月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

2022年 8 月 1 日 SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI 地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

2023年 4 月 1 日 SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

（ ） 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.90%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（ ）投資対象

別に定める上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券を主要投資対象とします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

別に定める投資対象ファンドについては、後述(2)投資対象[参考情報]＜投資対象ファンドの概要（詳細）＞を参照ください。

（ ）投資態度

本ファンドは主として投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に日本を含む全世界の株式及び債券へ分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

株式及び債券の資産配分比率は当初、債券60%、株式40%を基本とします。なお、各資産クラスの国・地域別投資比率は、リスク・リターン最適化等を考慮の上、決定するものとします。また、株式及び債券の資産配分比率は、原則として年に1回、市況見通しの変化等により、基本とする配分比率に対して±20%の範囲で見直しを行う場合があります。その場合には、各資産クラスの国・地域別投資比率を変更する場合があります。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

市場の変動により、株式及び債券の資産配分比率または、各資産クラスの国・地域別投資比率が想定から乖離した場合は、原則として3カ月に1回、基本とする比率へ戻す調整を行います。

当初設定時に組入れた投資対象ファンドは、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たな投資対象ファンドを組入れる場合があります。

投資対象ファンドの合計組入比率は高位に維持することを原則とします。

為替変動リスクの低減を目的として、債券運用部分については為替ヘッジを行います。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

投資対象ファンドの選定及び投資比率については、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

- 投資先ファンドは、ファンドの運用方針達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先および投資手法等を考慮して選定しております。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第１項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める上場投資信託証券（ETF）及び投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
- ４．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ５．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 １. から ４. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕

<投資対象ファンドの概要（詳細）>

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要（詳細）は次の通りです。なお、すべての投資対象ファンドに投資するとは限りません。投資対象ファンドは、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。

なお、下記は2025年3月末時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。

■ 日本株式

ファンド名称	iシェアーズ・コア TOPIX ETF
表示通貨	円
発行地	日本
設定日	2015年10月19日
決算日	2・8月の9日
主たる上場取引所	東京証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	日本の株式市場全体の動向を示す「東証株価指数（TOPIX）」への連動を目指すETF（上場投資信託）です。TOPIXに採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式を投資対象とします。
運用会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
投資の基本方針	東証株価指数（TOPIX）に連動する成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	純資産総額に対して年0.0495%（税抜0.045%）以内の率を乗じて得た額

■ 先進国株式（除く米国）

ファンド名称	SPDR® ポートフォリオ・ディベロップドワールド(除く米国) ETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
設定日	2007年4月20日
決算日	9月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF（上場投資信託）です。米国以外の先進国を所在国とする上場企業を投資ユニバースとします。
運用会社	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
投資の基本方針	S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.04%にて計算される金額

■ 米国株式

ファンド名称	シュワブ U.S.ブロード マーケットETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
設定日	2009年11月3日
決算日	8月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF（上場投資信託）です。米国の大型・小型株を投資ユニバースとします。
運用会社	Charles Schwab Investment Management, Inc.
投資の基本方針	ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.03%にて計算される金額

■ 新興国株式

ファンド名称	SPDR® ポートフォリオ・エマージングマーケットETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
設定日	2007年3月20日
決算日	9月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF（上場投資信託）です。世界の新興国株式から時価総額が1億ドル以上、年間の取引流動性の最低額が5,000万ドル以上の銘柄を投資ユニバースとします。
運用会社	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
投資の基本方針	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.11%にて計算される金額

■ 日本債券

ファンド名称	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
表示通貨	円
発行地	日本
設定日	2007年3月15日
決算日	5月12日
主たる上場取引所	-
ファンドの目的 及び基本的性格	日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。

運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
投資の基本方針	NOMURA-BPI総合に連動する成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	純資産総額に対して年0.154%（税抜0.14%）

■ 日本債券

ファンド名称	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合 連動型上場投信
表示通貨	円
発行地	日本
設定日	2017年12月7日
決算日	3・9月の7日
主たる上場取引所	東京証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
投資の基本方針	NOMURA-BPI総合に連動する成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	純資産総額に対して年0.077%（税抜0.07%）の率を乗じて得た額

■ 先進国債券(除く米国)

ファンド名称	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)
表示通貨	米ドル
発行地	米国
設定日	2013年5月31日
決算日	10月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所
ファンドの目的 及び基本的性格	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)のパフォーマンスへの連動を目指すETF(上場投資信託)です。米国以外の主要な債券市場全体を投資ユニバースとします。為替レートの不確実性への保護を追求する目的で、組入れ証券の該当通貨の米ドルに対するヘッジ戦略を採用していますが、あくまでも米ドルベースのヘッジ戦略であるため、日本円をベースとした投資家にとっては為替リスクを伴います。
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
投資の基本方針	上記の投資目的を達成するために、実現可能な限り、対象指数の構成銘柄で構成される証券のポートフォリオに投資します。
管理報酬等	当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.07%にて計算される金額

■ 米国債券

ファンド名称	BNY Mellon コア債券ETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
設定日	2020年4月22日
決算日	10月末日
主たる上場取引所	ニューヨーク証券取引所

ファンドの目的 及び基本的性格	ブルームバーグ米国総合トータル・リターン・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国で取引されている投資適格債券を投資ユニバースとします。
運用会社	BNY Mellon ETF Investment Adviser,LLC
投資の基本方針	ブルームバーグ米国総合トータル・リターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.00%にて計算される金額

■新興国債券

ファンド名称	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
表示通貨	米ドル
発行地	米国
設定日	2013年5月31日
決算日	10月末日
主たる上場取引所	NASDAQ
ファンドの目的 及び基本的性格	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスの価格及び利回りに概ね連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。満期が1年を超える新興市場国の政府及び政府関連発行体が発行したドル建て債券を投資ユニバースとします。
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
投資の基本方針	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスの価格及び利回りに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
管理報酬等	当該外国籍投信の純資産総額の日々平均残高に対して年率0.20%にて計算される金額

（３）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

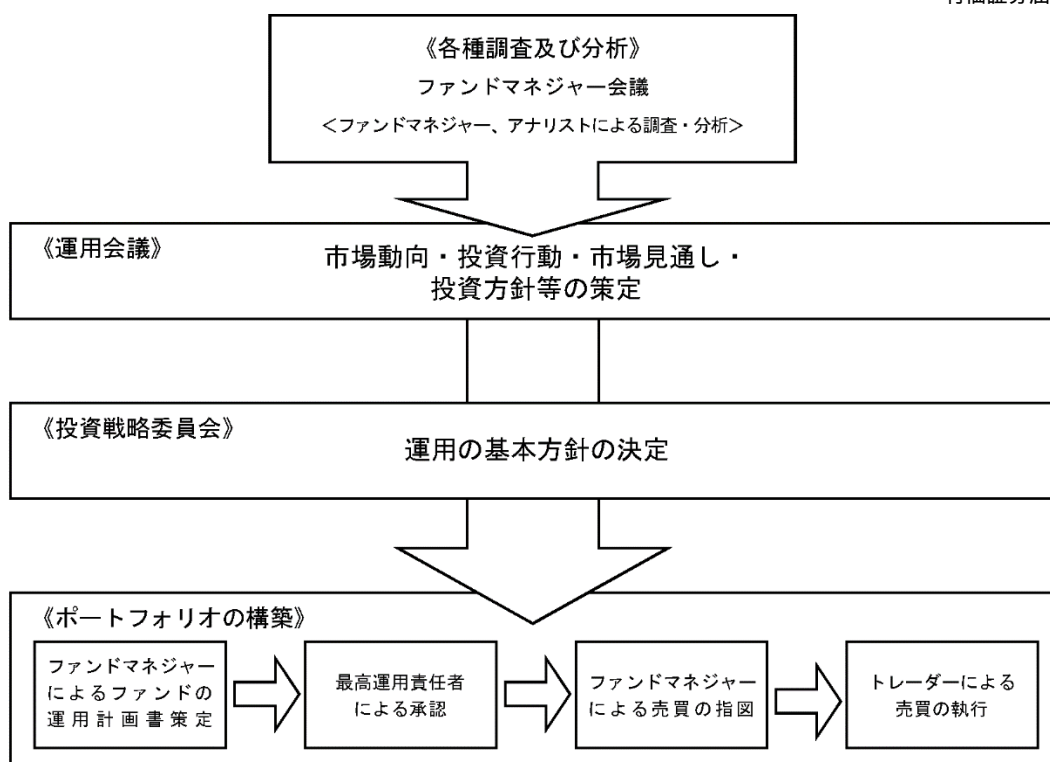
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回決算（毎年9月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （ ） 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- （ ） 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

（ ） 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注） 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- （ ） 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- （ ） 株式への直接投資は行いません。
- （ ） 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- （ ） デリバティブの直接利用は行いません。
- （ ） 組入投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ ） 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- （ ） 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- （ ） 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- （ ） 公社債の借入れ(信託約款第22条)
 - （イ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - （ロ） 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - （ハ） 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （二） 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- （ ） 資金の借入れ(信託約款第28条)
 - （イ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ） 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価

証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

- ・一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

信用リスク

- ・一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

- ・外貨建て資産への投資する場合には、円建て資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建て資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、本ファンドにおいて、債券部分は原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジを行います。債券部分の投資対象ファンドが投資する米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。

カントリーリスク

- ・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

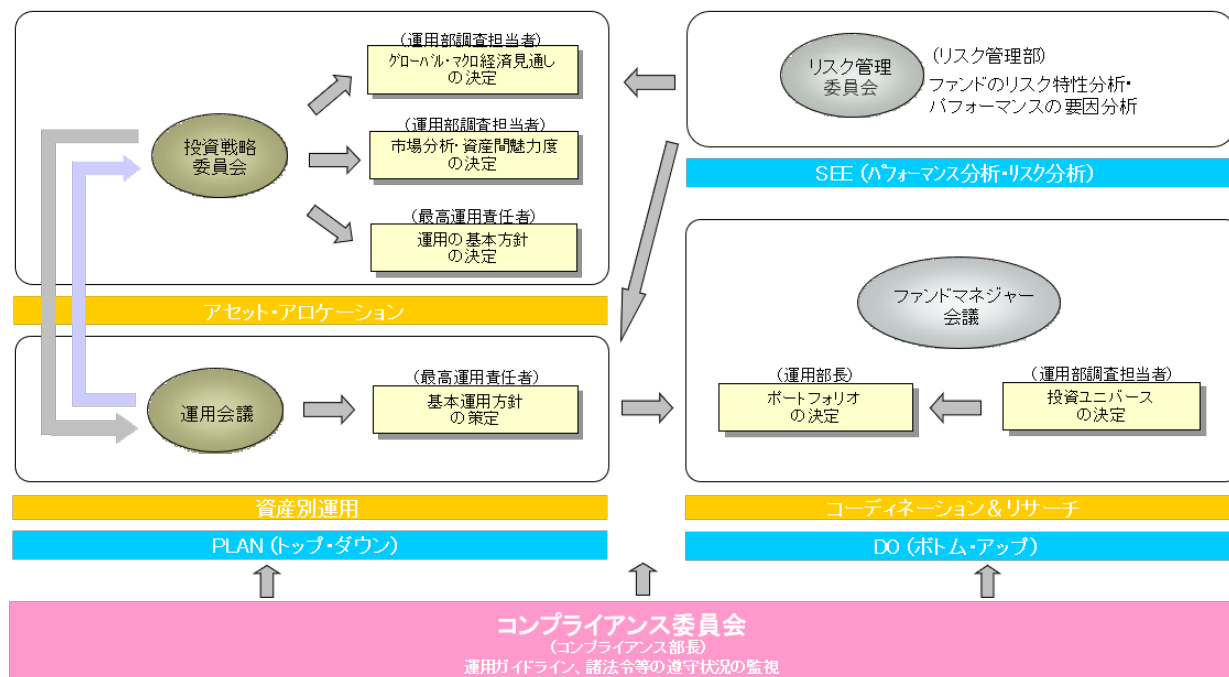
《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。

商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る对外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

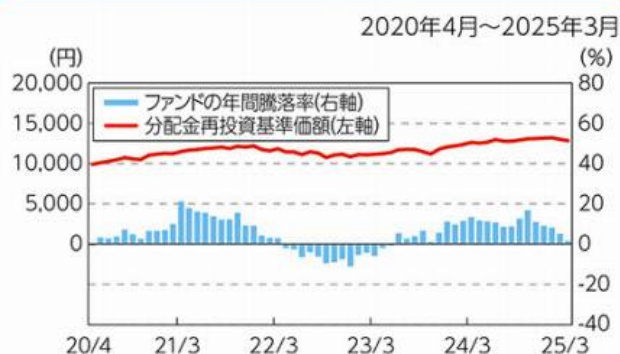
コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

通常のお申込み

申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

		ファンドの日々の純資産総額に年0.209%（税抜：年0.19%）を乗じて得た額とします。 信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 < 信託報酬の配分（税抜）> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.07%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.10%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.02%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.07%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.07%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価												
販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託証券	年0.0435%程度												
	実質的な負担	年0.2525%（税込）程度 * 本ファンドが投資対象とする投資信託証券等の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。												

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

有価証券売買時にかかる売買委託手数料

信託事務の処理に要する諸費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

その他諸費用

- （ ）受益権の管理事務に関連する費用
- （ ）有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
- （ ）目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
- （ ）信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- （ ）運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
- （ ）ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用
- （ ）信託財産にかかる監査報酬

上記 ～ の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからその都度支払われます。また、上記 その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記 ～ の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

委託会社は、上記 その他諸費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記 その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等（それに付随する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2025年3月末日現在、以下の通りです。

また、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

なお、当ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	382,118,688	2.75
	アメリカ	13,470,560,359	96.81
	小計	13,852,679,047	99.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	61,886,908	0.44
合計(純資産総額)		13,914,565,955	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	296,464,449	2.13
	売建	—	8,339,254,691	59.93

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	BNY MELLON CORE BOND ETF	669,328	6,186.53	4,140,823,474	6,284.32	4,206,275,085	30.23
アメリカ	投資信託受益証券	SCHWAB US BROAD MARKET ETF	935,959	3,309.03	3,097,121,884	3,205.70	3,000,412,003	21.56
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	385,523	7,475.66	2,882,041,803	7,299.56	2,814,150,737	20.22
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	145,272	9,880.23	1,435,321,594	9,578.25	1,391,451,708	10.00
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO DEVELOPED WORLD EX-US ETF	249,240	5,528.35	1,377,886,693	5,491.86	1,368,793,579	9.84
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	116,889	5,865.02	685,557,335	5,898.56	689,477,247	4.96
日本	投資信託受益証券	I SHARES CORE TOP I X E T F	1,391,040	272	378,480,635	274.7	382,118,688	2.75

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2025年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.56
合計	99.56

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2025年3月31日現在)

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,983,000.00	296,471,984	296,464,449	2.13
	米ドル	売建	56,259,000.00	8,237,515,707	8,339,254,691	59.93

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年 3月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2019年 9月20日)	328,988,324	328,988,324	10,130	10,130
第2計算期間末 (2020年 9月23日)	1,158,259,178	1,158,259,178	10,542	10,542
第3計算期間末 (2021年 9月21日)	2,909,941,637	2,909,941,637	11,875	11,875
第4計算期間末 (2022年 9月20日)	4,888,313,154	4,888,313,154	11,204	11,204
第5計算期間末 (2023年 9月20日)	7,904,316,332	7,904,316,332	11,644	11,644
第6計算期間末 (2024年 9月20日)	11,916,243,403	11,916,243,403	12,864	12,864
2024年 3月末日	9,837,262,771	—	12,632	—
4月末日	9,985,114,458	—	12,541	—
5月末日	10,329,712,186	—	12,653	—
6月末日	10,914,532,693	—	12,971	—
7月末日	11,212,490,109	—	12,785	—
8月末日	11,405,521,669	—	12,777	—
9月末日	11,965,087,846	—	12,921	—
10月末日	12,470,652,831	—	13,070	—
11月末日	12,815,665,248	—	13,095	—
12月末日	13,235,395,654	—	13,162	—
2025年 1月末日	13,657,665,217	—	13,204	—
2月末日	13,754,994,535	—	13,003	—
3月末日	13,914,565,955	—	12,840	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2018年10月 4日～2019年 9月20日	0.0000
第2計算期間末	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第3計算期間末	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第4計算期間末	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第5計算期間末	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第6計算期間末	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2018年10月 4日～2019年 9月20日	1.3
第2計算期間末	2019年 9月21日～2020年 9月23日	4.1
第3計算期間末	2020年 9月24日～2021年 9月21日	12.6
第4計算期間末	2021年 9月22日～2022年 9月20日	5.7
第5計算期間末	2022年 9月21日～2023年 9月20日	3.9
第6計算期間末	2023年 9月21日～2024年 9月20日	10.5
第7中間計算期間末	2024年 9月21日～2025年 3月20日	0.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2018年10月 4日～2019年 9月20日	354,101,998	29,328,106	324,773,892
第2計算期間末	2019年 9月21日～2020年 9月23日	1,017,688,279	243,801,028	1,098,661,143
第3計算期間末	2020年 9月24日～2021年 9月21日	1,642,201,999	290,436,033	2,450,427,109
第4計算期間末	2021年 9月22日～2022年 9月20日	2,400,403,225	487,747,382	4,363,082,952
第5計算期間末	2022年 9月21日～2023年 9月20日	3,189,973,070	764,829,396	6,788,226,626
第6計算期間末	2023年 9月21日～2024年 9月20日	3,572,342,830	1,097,348,535	9,263,220,921
第7中間計算期間末	2024年 9月21日～2025年 3月20日	2,011,193,388	445,444,597	10,828,969,712

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

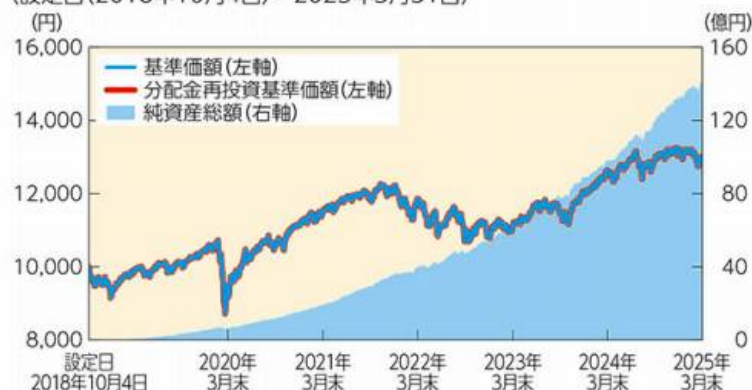
< 参考情報 >

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年3月31日)

(設定日(2018年10月4日)～2025年3月31日)



基準価額(1万口当たり)	12,840円
純資産総額	139.14億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第2期(2020年9月23日)	0円
第3期(2021年9月21日)	0円
第4期(2022年9月20日)	0円
第5期(2023年9月20日)	0円
第6期(2024年9月20日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

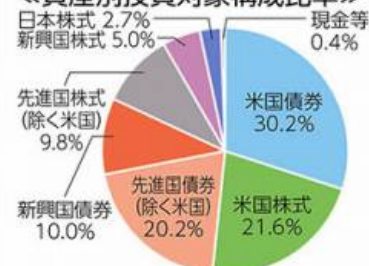
<構成比率>

投資信託証券	99.6%
現金等	0.4%
合計	100.0%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

<<資産別投資対象構成比率>>



<組入銘柄>

	投資信託証券の名称	比率	資産別投資対象	通貨
1	BNY Mellonコア債券ETF	30.2%	米国債券	米ドル
2	シュワブ U.S.ブロードマーケットETF	21.6%	米国株式	米ドル
3	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	20.2%	先進国債券(除く米国)	米ドル
4	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	10.0%	新興国債券	米ドル
5	SPDR ポートフォリオ・ディベロップドワールド(除く米国)ETF	9.8%	先進国株式(除く米国)	米ドル
6	SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケットETF	5.0%	新興国株式	米ドル
7	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	2.7%	日本株式	円

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2018年は設定日2018年10月4日から年末まで、2025年は年初から3月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2023年9月21日～2024年9月20日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.31%	0.21%	0.10%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用は、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理費用の比率を乗じて算出した概算値です。なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日が以下に該当する場合にはお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

()お申込単位

- ・分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

()お申込手数料

通常のお申込み

申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権につ

いては追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日が以下に該当する場合にはお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認ください。

c. 換金価額

換金請求受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認ください。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目からお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ ） 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（信託約款第22条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

（ ） 主な投資対象資産の評価方法

ETF(上場投資信託証券)	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所における最終相場で評価します。
投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

外国で取引されているものについては、計算時に知り得る直近の日

（ ） 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

（２）【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2018年10月4日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「（５）その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月21日から翌年9月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

（ ）信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記 の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（ ）その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「（ ）約款変更」 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ ）約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ

め、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項（前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使用しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記からの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 運用報告書の作成

本ファンドは、毎計算期末（毎年9月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

() その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBIグローバル・バランス・ファンド

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2023年9月21日から2024年9月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【S B I グローバル・バランス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2023年 9月20日現在	第6期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	218,033	146,522
コール・ローン	171,531,168	273,254,381
投資信託受益証券	7,782,967,738	11,646,858,139
派生商品評価勘定	-	22,439,550
未収利息	-	823
流動資産合計	7,954,716,939	11,942,699,415
資産合計	7,954,716,939	11,942,699,415
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,262,353	3,419,383
未払金	354,715	-
未払解約金	7,756,314	11,235,253
未払受託者報酬	775,079	1,173,226
未払委託者報酬	6,588,095	9,972,330
未払利息	751	-
その他未払費用	663,300	655,820
流動負債合計	50,400,607	26,456,012
負債合計	50,400,607	26,456,012
純資産の部		
元本等		
元本	6,788,226,626	9,263,220,921
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,116,089,706	2,653,022,482
（ 分配準備積立金 ）	380,299,207	1,077,941,634
元本等合計	7,904,316,332	11,916,243,403
純資産合計	7,904,316,332	11,916,243,403
負債純資産合計	7,954,716,939	11,942,699,415

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第6期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取配当金	161,967,105	289,233,582
受取利息	227,597	429,026
有価証券売買等損益	213,156,484	1,104,867,514
為替差損益	82,070,818	427,243,200
営業収益合計	293,280,368	967,286,922
営業費用		
支払利息	178,797	130,321
受託者報酬	1,361,991	2,128,440
委託者報酬	11,576,787	18,091,567
その他費用	2,503,376	2,811,636
営業費用合計	15,620,951	23,161,964
営業利益又は営業損失（ ）	277,659,417	944,124,958
経常利益又は経常損失（ ）	277,659,417	944,124,958
当期純利益又は当期純損失（ ）	277,659,417	944,124,958
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,813,466	57,664,496
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	525,230,202	1,116,089,706
剰余金増加額又は欠損金減少額	412,582,694	836,736,036
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	412,582,694	836,736,036
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,569,141	186,263,722
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,569,141	186,263,722
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,116,089,706	2,653,022,482

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までとしております。当計算期間は2023年 9月21日から2024年 9月20日までとしております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第5期 2023年 9月20日現在	第6期 2024年 9月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	6,788,226,626口	9,263,220,921口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1644円 (11,644円)	1.2864円 (12,864円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日			第6期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	144,881,546円	費用控除後の配当等収益額	A	265,312,078円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	483,013,393円
収益調整金額	C	995,655,149円	収益調整金額	C	1,619,816,778円
分配準備積立金額	D	235,417,661円	分配準備積立金額	D	329,616,163円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,375,954,356円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,697,758,412円
当ファンドの期末残存口数	F	6,788,226,626口	当ファンドの期末残存口数	F	9,263,220,921口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,026円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,912円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円
2. 追加情報			-		
2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。					

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第5期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第6期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カウンターリスク等にさらされております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左
-------------------	--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 2023年 9月20日現在	第6期 2024年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第5期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第6期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	179,729,366	1,036,331,412
合計	179,729,366	1,036,331,412

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	第5期 2023年 9月20日現在				第6期 2024年 9月20日現在			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建	4,598,427,788	0	4,632,690,141	34,262,353	6,829,285,643	0	6,810,265,476	19,020,167
	アメリカドル	4,598,427,788	0	4,632,690,141	34,262,353	6,829,285,643	0	6,810,265,476	19,020,167
合計		4,598,427,788	0	4,632,690,141	34,262,353	6,829,285,643	0	6,810,265,476	19,020,167

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第5期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第6期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,363,082,952円	6,788,226,626円
期中追加設定元本額	3,189,973,070円	3,572,342,830円
期中一部解約元本額	764,829,396円	1,097,348,535円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ISHARES CORE TOPIX ETF	1,187,760	320,813,976	
日本円小計			1,187,760	320,813,976	
投資信託受益証券	アメリカドル	SCHWAB US AGGREGATE BOND ETF	506,247	24,127,732.02	
		SCHWAB US BROAD MARKET ETF	279,622	18,522,161.28	
		SPDR PORTFOLIO DEVELOPED WORLD EX-US ETF	222,439	8,301,423.48	
		SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	106,311	4,167,391.20	
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	122,654	8,155,264.46	
		VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	320,221	16,062,285.36	
アメリカドル小計			1,557,494	79,336,257.80 (11,326,044,163)	
合計				11,646,858,139 (11,326,044,163)	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 6銘柄	95.0%	97.2%

(注) 「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【S B I グローバル・バランス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2024年9月20日現在	第7期中間計算期間 2025年3月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	146,522	25,352,512
コール・ローン	273,254,381	493,486,513
投資信託受益証券	11,646,858,139	13,604,435,663
派生商品評価勘定	22,439,550	-
未収配当金	-	11,227,571
未収利息	823	4,732
流動資産合計	11,942,699,415	14,134,506,991
資産合計	11,942,699,415	14,134,506,991
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,419,383	99,153,134
未払解約金	11,235,253	31,724,809
未払受託者報酬	1,173,226	1,416,807
未払委託者報酬	9,972,330	12,042,800
その他未払費用	655,820	912,570
流動負債合計	26,456,012	145,250,120
負債合計	26,456,012	145,250,120
純資産の部		
元本等		
元本	9,263,220,921	10,828,969,712
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,653,022,482	3,160,287,159
（分配準備積立金）	1,077,941,634	1,031,074,747
元本等合計	11,916,243,403	13,989,256,871
純資産合計	11,916,243,403	13,989,256,871
負債純資産合計	11,942,699,415	14,134,506,991

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2023年9月21日 至 2024年3月20日	第7期中間計算期間 自 2024年9月21日 至 2025年3月20日
営業収益		
受取配当金	161,041,620	244,251,097
受取利息	199,366	987,059
有価証券売買等損益	554,933,373	247,291,860
為替差損益	125,273,782	41,399,459
営業収益合計	590,900,577	39,345,755
営業費用		
支払利息	128,144	-
受託者報酬	943,605	1,416,807
委託者報酬	8,020,559	12,042,800
その他費用	1,498,646	1,664,755
営業費用合計	10,590,954	15,124,362
営業利益又は営業損失（ ）	580,309,623	24,221,393
経常利益又は経常損失（ ）	580,309,623	24,221,393
中間純利益又は中間純損失（ ）	580,309,623	24,221,393
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	20,772,961	8,838,325
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,116,089,706	2,653,022,482
剰余金増加額又は欠損金減少額	316,649,057	620,383,265
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	316,649,057	620,383,265
剰余金減少額又は欠損金増加額	114,552,784	128,501,656
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	114,552,784	128,501,656
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,877,722,641	3,160,287,159

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までとしております。当中間計算期間は2024年9月21日から2025年3月20日までとしております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 2024年9月20日現在	第7期中間計算期間 2025年3月20日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	9,263,220,921口	10,828,969,712口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2864円 (12,864円)	1.2918円 (12,918円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間（自2023年9月21日 至2024年3月20日）

該当事項はありません。

第7期中間計算期間（自2024年9月21日 至2025年3月20日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2024年9月20日現在	第7期中間計算期間 2025年3月20日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	第6期 2024年9月20日現在				第7期中間計算期間 2025年3月20日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	売建	6,829,285,643	-	6,810,265,476	19,020,167	8,027,471,530	-	8,126,624,664	99,153,134
	アメリカドル	6,829,285,643	-	6,810,265,476	19,020,167	8,027,471,530	-	8,126,624,664	99,153,134
合計		6,829,285,643	-	6,810,265,476	19,020,167	8,027,471,530	-	8,126,624,664	99,153,134

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 原則として、中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

原則として、中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

原則として、中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として、中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・原則として、中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 原則として、中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第6期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日	第7期中間計算期間 自 2024年9月21日 至 2025年3月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,788,226,626円	9,263,220,921円
期中追加設定元本額	3,572,342,830円	2,011,193,388円
期中一部解約元本額	1,097,348,535円	445,444,597円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2025年3月31日現在
資産総額	22,797,150,263円
負債総額	8,882,584,308円
純資産総額（ - ）	13,914,565,955円
発行済口数	10,837,155,301口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2840円
（1万口当たり純資産額）	（12,840円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

資本金の額(2025年3月末日現在)

() 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

() 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

() 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年3月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年3月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	273	4,325,436
単位型株式投資信託	544	1,464,194
単位型公社債投資信託	71	146,353
合計	888	5,935,983

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	801,610	1,318,220
関係会社短期貸付金	2 2,900,000	2 4,500,000
前払費用	47,781	75,720
未収委託者報酬	930,483	1,476,224
未収運用受託報酬	27,192	2 20,429
その他	2 35,928	43,335
流動資産合計	4,742,996	7,433,929
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 26,185	1 26,047
器具備品	1 2,592	1 3,930
有形固定資産合計	28,778	29,977
無形固定資産		
商標権	1,261	1,860
ソフトウェア	61,598	194,084
その他	67	67
無形固定資産合計	62,926	196,011
投資その他の資産		
投資有価証券	688,191	746,394
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	115,138	47,988
その他	30,247	41,782
投資その他の資産合計	855,609	858,197
固定資産合計	947,314	1,084,186
繰延資産		
株式交付費	2,654	1,632
繰延資産合計	2,654	1,632
資産合計	5,692,964	8,519,748

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	118,440	56,020
未払金	647,383	1,348,795
未払手数料	446,336	788,350
その他未払金	201,047	560,444
未払法人税等	159,134	162,014
未払消費税等	22,860	—
流動負債合計	947,819	1,566,829
負債合計	947,819	1,566,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,352,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,352,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	853,521	2,586,857
利益剰余金合計	953,571	2,686,907
自己株式	63	63
株主資本合計	4,705,845	6,934,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,299	18,737
評価・換算差額等合計	39,299	18,737
純資産合計	4,745,145	6,952,919
負債純資産合計	5,692,964	8,519,748

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,810,647	6,530,321
運用受託報酬	77,528	112,247
投資助言報酬	20	40
その他営業収益	—	17,987
営業収益計	¹ 3,888,196	¹ 6,660,596
営業費用		
支払手数料	1,786,085	3,002,489
広告宣伝費	4,516	1,071
調査費	129,242	279,089
委託計算費	403,078	657,400
営業雑経費	33,949	72,111
通信費	715	1,965
印刷費	25,129	57,926
協会費	8,050	12,004
諸会費	54	215
営業費用計	2,356,872	4,012,163
一般管理費		
給料	268,902	530,816
役員報酬	41,915	73,064
給料・手当	215,025	418,939
賞与	11,961	38,813
福利厚生費	33,604	85,313
交際費	15	—
寄付金	2,352	1,637
旅費交通費	1,182	2,623
租税公課	28,732	40,582
不動産賃借料	20,989	40,413
退職給付費用	5,529	31,515
固定資産減価償却費	10,208	42,089
業務委託費	54,710	56,992
消耗品費	2,298	3,711
諸経費	18,323	² 637,135
一般管理費計	446,850	1,472,831
営業利益	1,084,473	1,175,602
営業外収益		
受取利息	² 21,136	² 53,147
受取配当金	80,435	1,250
投資有価証券売却益	—	131,942
雑収入	847	1,375
営業外収益計	102,419	187,715
営業外費用		
為替差損	121	1,040
株式交付費償却	1,516	1,764
営業外費用計	1,638	2,805
経常利益	1,185,254	1,360,512
特別損失		
投資有価証券売却損	297,096	—
投資有価証券評価損	2,562	—

特別損失合計	299,658	—
税引前当期純利益	885,596	1,360,512
法人税、住民税及び事業税	276,030	326,163
法人税等調整額	3,861	94,943
法人税等合計	272,169	421,107
当期純利益	613,427	939,405

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	1,350,000	1,350,000	100,050	240,094	340,144	—	2,090,344
当期変動額								
合併による増加		2,002,137	2,002,137			—		2,002,137
当期純利益					613,427	613,427		613,427
自己株式の取得							63	63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	2,002,137	2,002,137	—	613,427	613,427	63	2,615,501
当期末残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	63	4,705,845

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	135,145	135,145	1,955,198
当期変動額			
合併による増加			2,002,137
当期純利益			613,427
自己株式の取得			63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	174,445	174,445	174,445
当期変動額合計	174,445	174,445	2,789,946
当期末残高	39,299	39,299	4,745,145

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495,000	495,000	—	1,733,335	1,733,335	—	2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,562	20,562	20,562
当期変動額合計	20,562	20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4．繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
-------	---

運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。
--------	--

投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。
--------	--

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	建物 9,215千円		建物 12,573千円
	器具備品 5,643千円		器具備品 6,916千円
	合計 14,859千円		合計 19,490千円
2	関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。	2	関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。
	関係会社短期貸付金 2,900,000千円		関係会社短期貸付金 4,500,000千円
	その他流動資産 23,099千円		未収運用受託報酬 954千円
	合計 2,923,099千円		合計 4,500,954千円

（損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものではありません。

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		経営管理報酬	607,052千円
関係会社からの受取利息	21,130千円	関係会社からの受取利息	48,341千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	57,400	1,042,011	—	1,099,411

(注1)当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、普通株式の発行済株式総数は、516,600株増加いたしました。

(注2)2022年8月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、525,411株増加しております。

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	—	18	—	18

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加18株は、単元未満株式の買取りによる増加18株であります。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注)2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	688,191	688,191	—
資産計	688,191	688,191	—
デリバティブ取引(注１)	203	203	—

(注１) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注２) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注３) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	801,610	—	—	—
関係会社短期貸付金	2,900,000	—	—	—
未収委託者報酬	930,483	—	—	—
未収運用受託報酬	27,192	—	—	—
投資有価証券	2,246	—	—	—
合計	4,661,531	—	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	688,191	—	688,191
デリバティブ取引				
指数先物関連	—	203	—	203
資産計	—	687,988	—	687,988

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度(2023年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2024年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

２．その他有価証券

前事業年度(2023年３月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	684,519	627,800	56,719
	小計	684,519	627,800	56,719
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	3,672	3,747	75
	小計	3,672	3,747	75
合計		688,191	631,547	56,644

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2024年３月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	619,020	641,200	22,179
	小計	619,020	641,200	22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

３．売却したその他有価証券

前事業年度(2023年 3 月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	311,403	—	297,096
合計	311,403	—	297,096

当事業年度(2024年 3 月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	682,102	131,942	—
合計	682,102	131,942	—

４．減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について2,562千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2023年 3 月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,735	—	203	203
合計		7,735	—	203	203

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（2024年 3 月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。なお、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の支払額は23,640千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）5,529千円、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>100,697</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>7,131</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>5,470</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>18,485</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>258</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>132,482</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>132,482</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>17,344</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>17,344</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>115,138</td></tr> </table>	電話加入権	438千円	投資有価証券評価損	100,697	未払事業税	7,131	その他未払税金	5,470	未払金	18,485	その他	258	繰延税金資産小計	132,482	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	132,482	その他有価証券評価差額金	17,344	繰延税金負債合計	17,344	繰延税金資産の純額	115,138	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>714千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>12,489</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>6,662</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>6,300</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>29,896</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>195</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>56,258</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>56,258</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>8,269</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>8,269</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>47,988</td></tr> </table>	電話加入権	714千円	投資有価証券評価損	12,489	未払事業税	6,662	その他未払税金	6,300	未払金	29,896	その他	195	繰延税金資産小計	56,258	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	56,258	その他有価証券評価差額金	8,269	繰延税金負債合計	8,269	繰延税金資産の純額	47,988
電話加入権	438千円																																																
投資有価証券評価損	100,697																																																
未払事業税	7,131																																																
その他未払税金	5,470																																																
未払金	18,485																																																
その他	258																																																
繰延税金資産小計	132,482																																																
評価性引当額	—																																																
繰延税金資産合計	132,482																																																
その他有価証券評価差額金	17,344																																																
繰延税金負債合計	17,344																																																
繰延税金資産の純額	115,138																																																
電話加入権	714千円																																																
投資有価証券評価損	12,489																																																
未払事業税	6,662																																																
その他未払税金	6,300																																																
未払金	29,896																																																
その他	195																																																
繰延税金資産小計	56,258																																																
評価性引当額	—																																																
繰延税金資産合計	56,258																																																
その他有価証券評価差額金	8,269																																																
繰延税金負債合計	8,269																																																
繰延税金資産の純額	47,988																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左																																																

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

2023年3月30日開催の当社臨時株主総会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約締結の決議が承認可決され、効力発生日である2023年4月1日付をもって吸収合併いたしました。

1．取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

存続会社：当社

消滅会社：新生インベストメント・マネジメント株式会社

なお、事業の内容は、いずれも投資運用業を主とする金融商品取引業であります。

(2)企業結合日

2023年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4)結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5)取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針5．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (注1)	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)間接 93.3%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	2,300,000	関係会社短期貸付金	2,300,000
							貸付利息	16,111	未収利息	17,188

(注1) SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（旧商号モーニングスター株式会社）は、2023年3月30日付で商号を変更しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウエルスアドバイザー株式会社 (注1)	東京都港区	30	投資助言業、金融情報サービス事業	—	運用への助言 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	600,000	関係会社短期貸付金	600,000
							貸付利息	5,019	未収利息	5,019
	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託(注3)	販売委託支払手数料	770,398	未払金	186,563

(注1) ウエルスアドバイザー株式会社（旧商号モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社）は、2023年3月30日付で商号を変更しております。また、同日付で同一の親会社をもつイー・アドバイザー株式会社と吸収合併しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注3) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

（旧商号モーニングスター株式会社。東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

（旧商号SBIグローバルアセットマネジメント株式会社。非上場）

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引
(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバル アセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業、子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウエルスアドバイザ株式会社	東京都港区	30	金融情報サービス事業、投資助言業	—	資金の貸付 運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。
(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
(東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社
(非上場)
- SBIホールディングス株式会社
(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり純資産額	4,316円15銭	4,936円99銭
1株当たり当期純利益	664円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	667円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
当期純利益(千円)	613,427	939,405
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	613,427	939,405
期中平均株式数(株)	923,786	1,408,330

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、前事業年度の期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間	
(2024年 9 月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,045,046
関係会社短期貸付金	4,500,000
前払費用	77,146
未収委託者報酬	1,704,904
未収運用受託報酬	18,828
その他	43,746
流動資産合計	8,389,671
固定資産	
有形固定資産	
建物	124,393
器具備品	15,606
有形固定資産合計	30,000
無形固定資産	
商標権	1,785
ソフトウェア	171,022
その他	67
無形固定資産合計	172,875
投資その他の資産	
投資有価証券	598,351
関係会社株式	22,031
繰延税金資産	69,065
その他	41,710
投資その他の資産合計	731,158
固定資産合計	934,034
繰延資産	
株式交付費	750
繰延資産合計	750
資産合計	9,324,456

(単位：千円)

当中間会計期間

(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	10,292
未払金	1,494,822
未払手数料	913,940
その他未払金	580,881
未払法人税等	271,500
未払消費税等	² 70,226
流動負債合計	1,846,841
負債合計	1,846,841
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137
利益剰余金	
利益準備金	100,050
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,162,847
利益剰余金合計	3,262,897
自己株式	63
株主資本合計	7,510,172
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	32,557
評価・換算差額等合計	32,557
純資産合計	7,477,614
負債純資産合計	9,324,456

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,780,707
運用受託報酬	45,692
投資助言報酬	20
その他営業収益	31,369
営業収益計	3,857,789
営業費用	
支払手数料	1,780,463
広告宣伝費	262
委託調査費	149,773
委託計算費	392,913
営業雑経費	29,040
通信費	292
印刷費	21,612
協会費	7,052
諸会費	82
営業費用計	2,352,452
一般管理費	
給料	279,229
役員報酬	43,282
給料・手当	203,468
賞与	32,479
福利厚生費	45,007
旅費交通費	1,178
交際費	29
租税公課	37,664
不動産賃借料	18,467
退職給付費用	11,454
固定資産減価償却費	25,827
消耗品費	1,734
事務委託費	28,127
諸経費	312,458
一般管理費計	761,180
営業利益	744,156
営業外収益	
受取利息	38,131
投資有価証券売却益	49,100
為替差益	1,018
雑収入	1,001
営業外収益計	89,251
営業外費用	
株式交付費償却	882

営業外費用計	882
経常利益	832,525

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年 4 月 1 日
至 2024年 9 月30日)

特別損失	
投資有価証券評価損	522
特別損失計	522
税引前中間純利益	832,003
法人税、住民税及び事業税	254,451
法人税等調整額	1,561
法人税等合計	256,012
中間純利益	575,990

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181
当中間期変動額								
中間純利益					575,990	575,990		575,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	575,990	575,990	—	575,990
当中間期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,162,847	3,262,897	63	7,510,172

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当中間期変動額			
中間純利益			575,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	51,295	51,295	51,295
当中間期変動額合計	51,295	51,295	524,695
当中間期末残高	32,557	32,557	7,477,614

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が８ - 18年、器具備品が３ - 15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

投資助言報酬 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。

4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間

（2024年9月30日）

建物	14,226千円
器具備品	7,439千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

当中間会計期間

（自 2024年4月1日
至 2024年9月30日）

有形固定資産	2,176千円
無形固定資産	23,651千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,408,348	—	—	1,408,348

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(株)	18	—	—	18

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません（注）１．参照）。また、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2024年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	598,351	598,351	—
資産計	598,351	598,351	—

(注) １．市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注) ２．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	598,351	—	598,351
資産計	—	598,351	—	598,351

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1．子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式	22,031

2．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,526	1,600	926
	小計	2,526	1,600	926
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	595,824	643,677	47,853
	小計	595,824	643,677	47,853
合計		598,351	645,277	46,926

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当中間会計期間において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針３．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、中間損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	5,309円56銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	7,477,614
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	7,477,614
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数(株)	1,408,330

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	408円99銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	575,990
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	575,990
普通株式の期中平均株式数(株)	1,408,330

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引またはデリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（２）訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2024年3月末日 現在)	事業の内容

受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	三菱ＵＦＪeスマート証券株式会社	7,196百万円	
投資顧問会社	ウエルスアドバイザー株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

(4) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

(4) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

- （３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- （４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- （５）有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- （６）目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

- （７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

- （８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 田 島 照 夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・バランス・ファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIグローバル・バランス・ファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月26日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 田 嶋 照 夫

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月6日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグローバル・バランス・ファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIグローバル・バランス・ファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

